

ISSHIKI & PARTNERS

「情報コンタミネーションリスクへの対策」

目次

1	はじめに	1
2	情報コンタミリスクとは	1
3	情報コンタミ対策	2
4	おわりに	3



情報コンタミネーションリスクへの対策

一色法律事務所・外国法共同事業

米国弁護士 一色太郎

1 はじめに

近年、オープンイノベーションの潮流の中で、企業が取引先から技術情報やノウハウを受領する機会は大幅に増加している。一方で、受領した秘密情報が自社の開発活動や他の技術情報と混在することで生じる「情報コンタミネーション」（以下、「情報コンタミ」）のリスクが高まっている。

情報コンタミが生じると、自社開発の独自性を証明することが困難となり、契約違反や営業秘密の不正使用を問われる可能性がある。特に米国企業との取引では、訴訟提起の容易さやディスカバリー制度の存在により、企業にとって重大な事業リスクに発展し得る。

本稿では、こうした背景を踏まえ、取引先から適法に受領した秘密情報に関する情報コンタミリスクと、その予防・対応策について整理する。

2 情報コンタミリスクとは

2.1 契約目的外使用に関する典型的なリスク

秘密保持契約（NDA）に基づき受領した秘密情報は、通常、契約で定められた特定の目的に限定して使用することが認められている。したがって、その目的を超えて情報を使用すれば、契約違反に加え、営業秘密の不正使用・窃取に該当する可能性がある。

例えば以下のような場面では、情報コンタミが発生しやすく、実務上も問題となり得る。

- 共同開発のために受領した技術情報を、自社単独の製品開発に流用するケース
- 出資や買収の検討過程で入手した情報を、自社の事業戦略に利用するケース
- 受託製造で得た仕様情報を、他社向け製品に活用するケース

2.2 社内体制整備の遅れとその要因

企業が取引先から技術情報を受領する機会が多いものの、十分な情報コンタミ対策を講じていない企業も少なくない。その背景には、以下の3つの要因がある。

- リスク認識の欠如：NDA締結時には将来の目的外使用を想定せず、情報コンタミリスクを意識していないことが多い。後に自社開発などに取引先情報を使うことでリスクが顕在化するが、その時点では現場が制限内容を把握していないこともある。
- 「ブラックボックス」化：製品開発に使用された情報の内容は外部から見えず、コンタミの有無を第三者が判断できない。このため、発覚しないことが前提とされ、リスクが軽視されがちとなる。
- 非公開の紛争解決：コンタミに関する紛争は当事者間の話し合いや仲裁で秘密裏に処理されることが多く、実態が外部に知られずリスクが過小評価される傾向がある。

2.3 米国との取引におけるリスクと日本国内での対応の遅れ

情報コンタミのリスクは、特に米国企業や大学との技術取引において顕著である。米国では訴訟提起が比較的容易であり、いったん訴訟となれば、ディスカバリー（証拠開示）制度により、社内のメール、会議記録、開発記録などが広範に開示される。その結果、秘密情報の不正使用の有無が詳細に検証され、使用が認定されるリスクが高まる。したがって、米国との取引に際しては、取引開始前の段階から社内体制の整備とリスク評価を徹底することが不可欠である。

これに対して、日本国内ではディスカバリー制度が存在しないこともあり、情報コンタミのリスクが過小評価されがちである。しかし、これは決して軽視すべき問題ではない。公正取引委員会も、NDA違反に基づく秘密情報の流用が「取引妨害」に該当し得ることを指摘しており、実際に国内においても情報コンタミが多数発生していることが示唆されている（公正取引委員会「スタートアップの取引慣行に関する実態調査報告書〔2020年11月〕」参照）。日本においても、情報コンタミは訴訟リスクや取引関係の断絶といった重大な影響をもたらすことから、企業として実効性ある対策を講じることが求められる。

3 情報コンタミ対策

情報コンタミの防止には、契約交渉段階での条項設計だけでなく、契約締結後における実務体制の整備が不可欠である。本章では、秘密情報の目的外使用を禁じる契約を締結した後に講じるべき対策について、実務の流れに沿って解説する。

3.1 自社保有情報の日時確定

情報コンタミの主張に対抗しうる有力な手段の一つは、秘密情報を受領する前に、同様の技術をすでに自社で保有していたことを証明することである。そのためには、当該技術や知見が、秘密情報の開示以前から自社に存在していたことを明確にし、その存在時点を客観的に証明できる形で記録しておく必要がある。

具体的には、公証制度の利用や特許出願、電子文書にタイムスタンプを付す方法などが活用されている。こうした記録は、後日紛争となった場合において、独自開発の正当性を立証する有力な証拠となる。

3.2 受領プロセスの明確化

秘密情報の受領から紛争の発生までに数年を要することも多く、受領情報の範囲や経緯が不明確であると、適切な説明が困難となる。このため、受領時点における記録の整備が極めて重要である。

たとえば、プロジェクト専用の共有アドレスを設け、そこを通じて電子的に情報を受け取る体制を整えることで、受領者の一元管理と証拠の保存が可能となる。個人アドレスに依拠する場合には、担当者の異動・退職等により履歴の追跡が困難となるリスクがあるため注意を要する。

また、契約目的とは無関係な情報の受領は原則として回避すべきであり、誤って受領してしまった場合には速やかに返却または廃棄し、受領経緯と対応内容を記録として保存する必要がある。

3.3 分離保管とアクセス制限

秘密情報が自社の情報と混在して管理されていると、後に当該情報を使用していないことを証明することが著しく困難となる。このため、受領した秘密情報は、自社の情報とは明確に分離された状態で保管

すべきである。

電子情報については、他社情報を専用のフォルダまたはサーバーで管理し、アクセス可能な人物を「知る必要のある者」に限定する必要がある。アクセス制限の実効性を担保するためには、アクセスログの取得と保存も重要であり、万が一の際に、権限を持たない者によるアクセスがなかったことを証明できる体制が求められる。

3.4 情報の廃棄と記録管理

契約終了時には、受領した秘密情報やその派生物について、返却または廃棄することが契約上求められるのが一般的である。ただし、実務上は廃棄にも多くの困難が伴う。バックアップサーバーに保存されたデータは一部のみを選択的に廃棄できない構造であることが多く、個人メールに残存する情報についても、廃棄の徹底には限界がある。

また、情報コンタミのクレームが提起された場合には、受領情報の内容を正確に特定し、それを自社開発に用いていないことを立証する必要がある。そのため、契約終了時に受領情報をすべて廃棄してしまうと、かえって不正使用の有無を確認できず、紛争リスクが高まることもある。

このような観点から、契約に明示的な保管禁止条項がない限り、記録目的で1セットの情報を法務・知財部門が厳格に管理・保管することが推奨される。保管された情報に対し誰もアクセスしていないことを立証できれば、開示元に損害が生じていないと評価され、損害賠償リスクの軽減につながる。

3.5 自社開発時の追加対策

他社との共同開発に近接する技術を、自社で単独開発または別のパートナーと開発する場合、情報コンタミリスクは著しく高まる。自社開発において取引先情報を使用していないことを後に立証できるよう、より踏み込んだ社内対策を講じる必要がある。

まず、他社秘密情報に接した人物を自社開発チームに参加させないことが原則であるが、人材の制約等により、実務上それが困難な場合も多々ある。その場合は、開発環境に対するスクリーニングを行い、当該人物の個人フォルダ、メール等に他社情報が含まれていないことを事前に確認・除去する対応が不可欠である。

さらに、使用する技術情報を事前に精査・限定し、開発に用いた情報の出所や開発経緯を文書で記録する、いわゆる「クリーンルーム」的な管理体制の導入も有効である。こうした記録は、独自開発を主張する際における重要な立証手段となる。

加えて、開発関係者から「他社秘密情報を使用しない」旨の誓約書を取得することにより、社内意識の向上と、外部への説明可能性の確保が図られる。特に、共同開発に関与したメンバーと自社開発チームが重複する場合には、相互間で情報の授受がなかったことを明示するため、双方から確認書を取得する対応が推奨される。

このような対策を講じていたことを取引先に説明できれば、仮にコンタミ懸念が提起された場合でも、紛争の予防または早期解決につながることを期待できる。

4 おわりに

情報コンタミは、日常的な業務や組織運営の中で発生し得るリスクである。このリスクに対処するため

には、情報の受領、保管、使用、廃棄といった各段階において、説明可能なプロセスをあらかじめ設計し、継続的に運用しておくことが重要である。

本稿で紹介した各種の対策を適切に実施することで、「不使用の合理的説明」という防御線を社内に構築することが可能となる。ただし、過度に形式的または厳格な運用は、事業部門の柔軟性や健全な情報共有を阻害するおそれがある。そのため、取引先の性質、技術情報の機微性、紛争発生時の影響度といったリスクファクターを踏まえ、対応のレベルは事案ごとに柔軟に調整すべきである。

本稿が、企業の情報管理体制の見直しや構築の一助となれば幸いである。

(2025年7月)

著者および事務所紹介



一色 太郎

マネージングパートナー

外国法事務弁護士（米国） /

カリフォルニア州・コロンビア特別区法

tisshiki@isshiki-law.com

一色太郎 米国弁護士・外国法事務弁護士。一色法律事務所・外国法共同事業マネージングパートナー。モリソン・フォースター法律事務所でのパートナーを務めた後、2011年に独立。米国訴訟をはじめとする幅広い国際紛争に携わっており、特にクロスボーダー案件に強みを有する。また、知的財産分野にも精通し、一色国際特許事務所と緊密に連携のうえ、企業の多様な知財ニーズに対応している。

一色法律事務所・外国法共同事業は、東京を拠点とし、クロスボーダー案件を専門とする法律事務所である。所属弁護士の多くは外資系法律事務所での経験を有し、国際的なクライアントを代理して、訴訟や企業法務に関する幅広い案件を取り扱っている。また、**一色国際特許事務所**と緊密に連携し、知財案件においては、その創出段階から最高裁判決に至るまで、あらゆる局面に対応している。



免責事項

本資料は、一般的な情報の提供を目的としたものであり、特定の事案についての法律上の助言を行うものではありません。記載内容に基づいて取られた行動または取られなかった行動の結果について、当事務所は一切の責任を負いかねます。個別の案件につきましては、当事務所までご相談ください (contact@isshiki-law.com)。